

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）の一部改正の新旧対照表

○平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編））

・【付録】を次のように改める。

【付録】

＜仮名加工情報と匿名加工情報の加工基準の差異（概要）＞

	仮名加工情報	匿名加工情報
定義	他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報（法第 2 条第 5 項）	特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたもの（法第 2 条第 6 項）
加工基準	特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除（規則第 31 条第 1 号） ※「削除」には、当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることが含まれる。以下同じ。	特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除（規則第 34 条第 1 号） ※「削除」には、当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることが含まれる。以下同じ。
	個人識別符号の全部の削除（規則第 31 条第 2 号）	個人識別符号の全部の削除（規則第 34 条第 2 号）
	—	個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除（規則第 34 条第 3 号）
	—	特異な記述等の削除（規則第 34 条第 4 号）

—	前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずる (規則第 34 条第 5 号)
不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除 (規則第 31 条第 3 号)	—

< 仮名加工情報と匿名加工情報の取扱いに関する主な規律の差異 (概要) (※1) >

	仮名加工情報 (※2)	匿名加工情報 (※3)
加工に関する規律	・ 規則第 31 条に定める加工基準に従った加工 (法第 41 条第 1 項)	・ 規則第 34 条に定める加工基準に従った加工 (法第 43 条第 1 項)
安全管理に関する規律	・ 削除情報等の安全管理措置 (法第 41 条第 2 項) ・ 仮名加工情報の安全管理措置 (法第 23 条、第 42 条第 3 項)	・ 加工方法等情報の安全管理措置 (法第 43 条第 2 項) ・ 匿名加工情報の安全管理措置 (努力義務) (法第 43 条第 6 項、第 46 条)
作成時の公表に関する規律	・ 利用目的の公表 (法第 41 条第 4 項) ※利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的について公表義務あり	・ 匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表 (法第 43 条第 3 項)
提供に関する規律	・ 第三者提供の原則禁止 (法第 41 条第 6 項、第 42 条第 1 項・第 2 項) ※法令に基づく場合又は委託、事業承継若しくは共同利用による例外あり	・ 本人同意なく第三者提供可能 ・ 提供時に、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法の公表、並びに匿名加工情報である旨の提供先に対する明示 (法第 43 条第 4 項、第 44 条)
利用に関する規律	・ 識別行為の禁止 (法第 41 条第 7 項、第 42 条第 3 項) ・ 本人への連絡等の禁止 (法第 41 条第 8 項、第 42 条第 3 項)	・ 識別行為の禁止 (法第 43 条第 5 項、第 45 条)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用目的の制限（法第 41 条第 3 項）  <ul style="list-style-type: none"> <li>※利用目的の変更は可能（法第 41 条第 9 項）</li> </ul> </li> <li>・ 利用目的達成時の消去（努力義務）（法第 41 条第 5 項）</li> <li>・ 苦情処理（努力義務）（法第 40 条、第 42 条第 3 項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理（努力義務）（法第 43 条第 6 項、第 46 条）</li> </ul>
--	---

（※1）必ずしも適用される規律を網羅的に記載したものではない。各規律の詳細については、本ガイドラインの関連箇所を参照のこと。

（※2）法第 4 章第 3 節の規律は、仮名加工情報データベース等を構成する仮名加工情報に適用される。

（※3）法第 4 章第 4 節の規律は、匿名加工情報データベース等を構成する匿名加工情報に適用される。

<法第 41 条第 4 項の規定により適用する法第 21 条の読替え>

読替後	読替前
<p>（取得に際しての利用目的の通知等）</p> <p>第 21 条 個人情報取扱事業者は、<u>仮名加工情報</u>を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を<u>公表</u>しなければならない。</p> <p>2 【規定の性質上適用せず】</p> <p>3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について<u>公表</u>しなければならない。</p> <p>4 前 3 項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <p>(1) 利用目的を<u>公表</u>することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>(2) 利用目的を<u>公表</u>することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合</p> <p>(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を<u>公表</u>すること</p>	<p>（取得に際しての利用目的の通知等）</p> <p>第 21 条 個人情報取扱事業者は、<u>個人情報</u>を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、<u>本人に通知し、又は公表</u>しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、<u>本人に通知し、又は公表</u>しなければならない。</p> <p>4 前 3 項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <p>(1) 利用目的を<u>本人に通知し、又は公表</u>することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>(2) 利用目的を<u>本人に通知し、又は公表</u>することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合</p> <p>(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を<u>本人に通知</u></p>

<p>により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合</p>	<p><u>し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</u></p> <p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合</p>
---	--

(※) 傍線部分は読替部分。波線部分は当然読替部分。

<法第 41 条第 6 項の規定により適用する法第 27 条第 5 項及び第 6 項、第 28 条、第 29 条並びに第 30 条の読替え>

読替後	読替前
<p>(第三者提供の制限)</p> <p>第 27 条 【適用せず】</p> <p>2～4 【適用せず】</p> <p>5 次に掲げる場合において、当該<u>仮名加工情報である個人データの提供</u>を受ける者は、<u>第 41 条第 6 項の規定の適用</u>については、第三者に該当しないものとする。</p> <p>(1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において<u>仮名加工情報である個人データの取扱いの全部又は一部を委託</u>することに伴って当該<u>仮名加工情報である個人データ</u>が提供される場合</p> <p>(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って<u>仮名加工情報である個人データ</u>が提供される場合</p> <p>(3) 特定の者との間で共同して利用される<u>仮名加工情報である個人データ</u>が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される<u>仮名加工情報である個人データ</u>の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該<u>仮名加工情報である個人データ</u>の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ公表しているとき。</p> <p>6 個人情報取扱事業者は、前項第 3 号に規定する<u>仮名加工情報である個人データ</u>の管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同</p>	<p>(第三者提供の制限)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次に掲げる場合において、当該<u>個人データの提供</u>を受ける者は、<u>前各項の規定の適用</u>については、第三者に該当しないものとする。</p> <p>(1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において<u>個人データの取扱いの全部又は一部を委託</u>することに伴って当該<u>個人データ</u>が提供される場合</p> <p>(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って<u>個人データ</u>が提供される場合</p> <p>(3) 特定の者との間で共同して利用される<u>個人データ</u>が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される<u>個人データ</u>の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該<u>個人データ</u>の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、<u>本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて</u>いるとき。</p> <p>6 個人情報取扱事業者は、前項第 3 号に規定する<u>個人データ</u>の管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用す</p>

号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について公表しなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第 28 条 【適用せず】

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 29 条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データを第三者 (第 16 条第 2 項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条 (第 31 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。) において同じ。) に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該仮名加工情報である個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該仮名加工情報である個人データの提供が法令に基づく場合又は第 27 条第 5 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 30 条 個人情報取扱事業者は、第三者から仮名加工情報である個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところ

る者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第 28 条 (略)

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 29 条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者 (第 16 条第 2 項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条 (第 31 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。) において同じ。) に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか (前条第 1 項の規定による個人データの提供にあっては、第 27 条第 1 項各号のいずれか) に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 30 条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる

<p>により、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該<u>仮名加工情報である個人データの提供が法令に基づく場合又は第 27 条第 5 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 当該第三者による当該<u>仮名加工情報である個人データ</u>の取得の経緯</p> <p>2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。</p> <p>3 個人情報取扱事業者は、第 1 項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該<u>仮名加工情報である個人データ</u>の提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。</p>	<p>事項の確認を行わなければならない。ただし、当該<u>個人データの提供が第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 当該第三者による当該<u>個人データ</u>の取得の経緯</p> <p>2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。</p> <p>3 個人情報取扱事業者は、第 1 項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該<u>個人データ</u>の提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。</p>
--	---

(※) 傍線部分は読替部分。波線部分は当然読替部分。

<法第 42 条第 2 項の規定において準用する法第 27 条第 5 項及び第 6 項の読替え>

読替後	読替前
<p>(第三者提供の制限)</p> <p>第 27 条 【準用せず】</p> <p>2~4 【準用せず】</p> <p>5 次に掲げる場合において、当該<u>仮名加工情報</u>の提供を受ける者は、<u>第 42 条第 1 項の規定の適用</u>については、第三者に該当しないものとする。</p> <p>(1) <u>仮名加工情報取扱事業者</u>が利用目的の達成に必要な範囲内において<u>仮名加工情報</u>の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該<u>仮名加工情報</u>が提供される場合</p> <p>(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って<u>仮名加工情報</u>が提供される場合</p> <p>(3) 特定の者との間で共同して利用される<u>仮名加工情報</u>が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される<u>仮名加工情報</u>の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該<u>仮名加工情報</u>の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ<u>公表</u>しているとき。</p> <p>6 <u>仮名加工情報取扱事業者</u>は、前項第 3 号に規定する<u>仮名加工情報</u>の管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするとき</p>	<p>(第三者提供の制限)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 次に掲げる場合において、当該<u>個人データ</u>の提供を受ける者は、<u>前各項の規定の適用</u>については、第三者に該当しないものとする。</p> <p>(1) <u>個人情報取扱事業者</u>が利用目的の達成に必要な範囲内において<u>個人データ</u>の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該<u>個人データ</u>が提供される場合</p> <p>(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って<u>個人データ</u>が提供される場合</p> <p>(3) 特定の者との間で共同して利用される<u>個人データ</u>が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される<u>個人データ</u>の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該<u>個人データ</u>の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、<u>本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置</u>いているとき。</p> <p>6 <u>個人情報取扱事業者</u>は、前項第 3 号に規定する<u>個人データ</u>の管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあら</p>

はあらかじめ、その旨について公表しなければならない。	かじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かななければならない。
----------------------------	--

(※) 傍線部分は読替部分。波線部分は当然読替部分。

<法第 42 条第 3 項の規定において準用する法第 23 条から第 25 条まで、第 40 条並びに第 41 条第 7 項及び第 8 項の読替え>

読替後	読替前
<p>(安全管理措置)</p> <p>第 23 条 <u>仮名加工情報取扱事業者は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他の仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(安全管理措置)</p> <p>第 23 条 <u>個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(従業員の監督)</p> <p>第 24 条 <u>仮名加工情報取扱事業者は、その従業者に仮名加工情報を取り扱わせるに当たっては、当該仮名加工情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</u></p>	<p>(従業員の監督)</p> <p>第 24 条 <u>個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</u></p>
<p>(委託先の監督)</p> <p>第 25 条 <u>仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された仮名加工情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</u></p>	<p>(委託先の監督)</p> <p>第 25 条 <u>個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</u></p>
<p>(仮名加工情報取扱事業者による苦情の処理)</p> <p>第 40 条 <u>仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>仮名加工情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。</u></p>	<p>(個人情報取扱事業者による苦情の処理)</p> <p>第 40 条 <u>個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。</u></p>

第3節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

(仮名加工情報の作成等)

第41条 【準用せず】

2～6 【準用せず】

7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

9 【準用せず】

(※) 傍線部分は読替部分。波線部分は当然読替部分。

第3節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

(仮名加工情報の作成等)

第41条 (略)

2～6 (略)

7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

9 (略)